

平成 29 年度中野三丁目地区造成工事等に伴う建物等事前調査業務 特記仕様書

(目的)

第 1 条 本業務は、東京都市計画土地地区画整理事業中野三丁目土地地区画整理事業施行の造成等工事のため伴い、工事施工前における周辺家屋等の損傷調査（事前調査）を実施するものである。

(各仕様書等の適用)

第 2 条 本業務は本特記仕様書の他、本特記仕様書に定めのない事項については、事業損失補償業務共通仕様書に基づき実施するものとする。

(業務の内容)

第 3 条 業務内容は、以下のとおりとする。（内訳詳細は別表参照）

業 務 内 容	単 位	数 量	備 考
準備打合せ	業務	1	
木造建物 事前調査	棟	6	
非木造建物 事前調査	棟	4	
地盤高 事前調査	戸	9	

(成果品)

第 4 条 成果品は以下のとおりとする。

- (1) 各調査表、各図面（全て権利者別）・・・正副各 1 部
- (2) 打合せ記録簿、業務週報・・・1 部
- (3) 電子データ、その他監督員の指示するもの・・・1 部
- (4) 記録簿・・・1 部
- (5) 確認書、辞退届・・・1 部

2 前項の成果品として納品する写真については、カラーフィルムを使用して撮影した写真のほか、デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用して撮影した写真も認めるものとする。

なお、デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用して撮影した写真を納品する場合、撮影は有効画素数 100 万画素以上で行うものとし、写真はデジタルカメラ用の写真用紙（印画紙タイプ）にカラーサービス判で焼付したものとする。また、撮影に使用したデジタルカメラ対応改ざん防止メディアも、当該メディアで撮影した権利者の氏名・物件等を明示したものと併せて納品するものとする。

(成果品の一部提出等)

第 5 条 請負者は、契約書第 20 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し前においても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 請負者は、前項で提出した成果品について監督員が審査を行うときは、監督員の求めに応じて現場代理人を立ち合わせるものとする。

(下請負等)

第6条 契約書第4条第1項に規定する「主体的部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、及び技術的判断等をいい、請負者はこれを下請負等することはできない。

2 請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、トレース、資料の配布・収集、単純なデータの集計及び単純な電算処理による計算作業の業務を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を要さない。

3 請負者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 請負者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が当機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間であってはならない。

(業務の履行期間)

第7条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成30年2月28日とする。

(業務カルテの登録)

第8条 請負者は、契約時、変更時及び完了時において契約金額(税込)100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、契約時は、契約後10日以内(土曜日、日曜日、祝日を含まない。以下同じ)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、また、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行され、請負者がそれを入手した際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、請負者が公益法人の場合はこの限りではない。

(業務成績評定)

第9条 本業務は業務成績評定対象業務であり、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(守秘義務)

第10条 請負者は、業務上知り得た事項は、一切外部に漏らしてはいけない。ただし、書面により当機構の承諾を得た場合は、この限りではない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について)

第11条 請負者は、業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があ

った時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- 2 前項により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- 3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(重要な情報等の取扱い)

第12条 請負者は、重要な情報及び個人情報を含む文書は、原則機構事務所内で取扱うこととする。また、権利者説明等やむをえず当該文書を持ち出す場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 機構からの貸与品については、補償業務共通仕様書第7条1項の定めに従い借用のうえ、事務所から移送することとし、管理は鍵付きのキャビネット等に収納することを基本とし、確実に施錠することとする。
- ② 機構への返納については、業務終了後、補償業務共通仕様書様式業第7条2項の定めに従い、速やかに機構事務所の従事者へ移送し、確認を得ることとする。

(疑義)

第13条 請負者は、本特記仕様書に明記なき事項及び、業務実施に際して疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従い実施すること。

以 上

平成29年度中野三丁目地区造成工事等に伴う建物等事前調査業務 数量表

別表

No.	用途	構造	敷地面積㎡ (参考)	延床面積㎡	建物事前調査								
					木造建物A 70㎡未満	木造建物A 70㎡～130㎡	木造建物A 130㎡～200㎡	木造建物A 200㎡～300㎡	非木造建物イ 200㎡未満	非木造建物イ 200㎡～400㎡	独立工作物	地盤高	
1	共同住宅	木造2F	92.56	84.28		○							○
2	居宅	木造2F	145.09	135.44			○						○
3	居宅	軽量鉄骨造3F	74.80	101.38					○				○
4-1	居宅	木造2F	318.34	146.56			○						○
4-2	共同住宅	木造2F		113.40			○						
5	居宅	木造2F	115.18	131.22			○						○
6	居宅・事務所	木造・鉄筋コンクリート造 3F・B1F	91.66	159.04					○				○
7	居宅	木造3F	62.38	94.28		○							○
8	居宅	鉄骨造 2F	96.92	99.53					○				○
9	RC造 3階建	診療所 居宅 事務所	267.23	341.06						○			○
計					0	3	3	0	3	1	0		9